

D 3 - 3 9

5 年 保 存 (常)
(平成32年12月31日まで)

F N . D 3 - 2 - 0

鹿 交 規 第 9 5 号

鹿 交 企 第 3 6 号

鹿 交 指 第 2 3 号

鹿 免 管 第 4 1 3 号

鹿 免 試 第 5 4 号

平 成 2 7 年 3 月 1 0 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	都市・地方規制係	TEL	
----	----------	-----	--

大規模災害発生時における交通対策について（通達）

大規模災害発生時における交通対策については、「大規模災害発生時における交通対策について（通達）」（平成24年5月25日付け鹿交規第195号ほか。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、このたび災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び災害対策基本法施行令（昭和36年法律第288号。以下「災対令」という。）が改正され、道路管理者等による道路の啓開権限等や公安委員会から道路管理者等への道路の啓開要請等が追加されたことに伴い、下記のとおり見直したので、各所属においては運用に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は平成27年3月16日から施行し、旧通達は平成27年3月15日限りで廃止する。

記

第1 基本的考え方

- 1 大規模災害発生直後は人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員・物資輸送を優先する。
- 2 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて順次縮小する。
- 3 通行を認める車両の範囲も、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ順次拡大する。

第2 平素の措置

1 緊急交通路及び迂回路の実態把握

大規模災害発災時の初期的復旧の成否は、迅速な緊急交通路の確保にかかっている。

したがって、緊急交通路として指定が予想される路線（以下「緊急交通路予定路線」という。）については、別途定めることとするが、管内に緊急交通路予定路線を有する所属にあつては、橋梁^{りょう}等を中心とした路線内の危険箇所や同区間が通行不能時に必要とされる回路を十分把握し、有事の際に迅速な対応ができるよう道路管理者との連携等について平素から対策を講じておくこと。

2 緊急通行車両確認事務の周知

今回、緊急通行車両や事前届出の対象が見直されたほか、確認標章の対象外となる車両が新設されるなど、事務手続が変更され、さらに、実際に大規模災害が発災した際は、被災地の状況に応じ規制区間、対象車両が頻繁に変更されることを念頭に、職員に対する指導教養の徹底を図ること。

第3 初動対応

1 交通情報の収集

災害の規模、被害状況等に加え、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報についても迅速かつ正確な情報収集に努めること。

特に、緊急交通路に予定されている道路の状況について、橋梁^{りょう}部を中心に、通行に支障がないか優先的に確認すること。

道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者や車両の安全を確保しつつ、道路管理者との緊密な連携の下迅速に道路状況を確認するとともに、道路管理者による啓開計画等の情報収集を行うこと。

2 啓開要請に向けた報告

道路管理者は、災対法第76条の6に基づき緊急通行車両の通行に支障があり、緊急の必要があるときは、区間を指定して車両の移動や破損等の措置を執ることができることとされており、必要があれば公安委員会から道路管理者に対し同手続を要請することが可能である。

したがって、交通情報の収集に当たり緊急通行車両の走行の妨害となる状況を認めるときは、同要請手続が迅速に行えるようその状況を交通規制課を通じて速報すること。

3 緊急交通路等の指定

緊急交通路については、交通規制課において警察庁と調整の上指定し、直ちに示達することとなるので、関係所属にあつては、速やかな規制が実施されるよう規制資機材の確保、道路管理者等関係機関との連携を図ること。

4 強制排除措置

警察官は、災対法第76条の3第1項の規定に基づき、緊急交通路における通行の障害となっている車両等に対し措置命令又は自ら必要な措置を執ることが可能であるが、2のとおり道路管理者による啓開区間と競合する場合は、道路管理者と調整の上行使すること。

また、道路管理者が、車両等の移動措置等を行った場合は、車両等の占有者等からの照会等に適切に対応する必要上、その場所を管轄する署長に対し情報提供を行うこととなっていることから、誤りのないよう対応すること。

5 事態の進展に応じた交通規制対象の選定等

緊急交通路における交通規制の対象については、事態の進展に応じ、交通規制課において警察庁と調整の上決定することとなるが、その判断基準については、次のとおりである。

(1) 第一局面（大規模災害発生直後）

災対法第76条第1項の規定に基づき、原則として、緊急通行車両、自衛隊車両等であって特別の自動車番号標を有しているもの並びに人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要なもの以外の車両について、緊急交通路の通行を禁止する。

(2) 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両も通行可能となった局面）

緊急交通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるものを通行可とする。

6 広域緊急援助隊（交通部隊）への配慮

広域緊急援助隊は、大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、関係都道府県公安委員会からの援助の要求により派遣されることとなることから、同部隊を受け入れることとなる所属にあっては、その対応に十分配慮すること。

第4 体制の確保及び広報対策

緊急交通路については、その区間及び通行できる対象について順次見直されることが考えられ、その場合は、発生地の如何にかかわらず、全国的に斉一を期した対応が必要となる。

よって、本県における指定のみならず、他都道府県において緊急交通路が指定された場合も、休日・夜間にかかわらず、規制開始時期、区間、規制対象等について誤りのない対応が図られるよう職員への周知の徹底及び体制の確保を図るとともに積極的な広報に努めること。

第5 緊急通行車両等の確認事務対策

詳細な事務取扱いについては別途通達するが、緊急通行車両に対する確認事務の基本的考え方等については、次のとおりとする。

1 緊急通行車両の考え方

これまでは、全ての緊急通行車両が確認標章を必要としていたが、自衛隊車両等で特別の自動車番号標を有する車両が標章掲示対象から除外された。

2 規制除外車両の考え方

第二局面においては、民間事業者等による社会経済活動のうち、特に優先すべきと認められる車両についても、規制除外車両として確認標章（緊急通行車両の確認標章と同一様式）を交付し、緊急通行車両に準じた取扱いを行うこととなった。

3 規制見直しへの対応

第二局面においては、上記2のほか、意思決定において、目的に関係なくナンバープレートで識別可能な車両（大型貨物自動車）等を除外することも考えられ、その場合は、標章・証明書を必要としないこととなる。

交通規制の開始及び内容変更があった場合は、その都度、事前に交通規制課を通じて示達するが、上記のとおり、標章・証明書を必要としない対象もあり得ることを十分認識した上で、申請受理、現場検問等に当たること。

第6 道路の啓開要請

法第76条の4に基づく道路管理者等への啓開要請は、別記様式を用いるものとする。

第7 その他

1 読み替え

大規模災害発生に伴う災害警備本部設置時には、この通達における「交通規制課」と記載されている箇所を「災害警備本部交通規制班」と読み替えることとする。

2 緊急交通路以外の交通対策

災害の状況によっては、緊急交通路対策のみならず、各種交通流整序化対策、公共交通確保対策を行う場合も考えられることから、署情に応じた適時適切な交通対策が講じられるよう交通規制課と調整を図りながら、臨機応変な対応に努めること。

別記様式（第6関係）

年 月 日	
殿 鹿児島県公安委員会 要 請 書 災害対策基本法第76条の4の規定により次のとおり要請します。	
路線， 区間等	
要 請 内 容	<input type="checkbox"/> 道路の区間の指定 （法第76条の6第1項） <input type="checkbox"/> 車両等の占有者等に対する命令 （法第76条の6第1項） <input type="checkbox"/> 車両等の移動等の措置 （法第76条の6第3項） <input type="checkbox"/> 土地の一時使用等の措置 （法第76条の6第4項）
要 請 理 由	
担 当 者	

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4番とする。